

# 声 明 文

## 1 三和機材・給料等請求事件で裁判上の和解が成立

本日、千葉地方裁判所民事第1部（坂本宗一裁判長）において、三和機材・給料等請求事件（平成22年(ワ)第1432号）について裁判上の和解が成立した。この事件は、会社が定期昇給を実施しなかったことが違法であるとして、2010年（平成22年）5月14日、従業員である組合員ら9名が、定期昇給した場合に格付けられるべき等級・号俸・賃金を得る地位にあることの確認と、差額賃金の支払いを求めていたものである。本日成立した和解は、実質的には原告らの請求を認容する内容といえる。

## 2 事案の概要

(1) 三和機材(株)は、1955（昭和30）年に志村肇前社長が設立し、東京都中央区に本社があり、千葉市と成田市に工場がある、杭打機のメーカーである。提訴時の従業員は約100名である。

会社は、1999（平成11）年度から2003（平成15）年度まで連続5年間、定期昇給（年齢給・能力給）を原則として実施せず、1998（平成10）年度夏から2003（平成15）年度夏まで夏冬の一時金を5年半（11支払期）連続で全く支払わなかった。その理由は、裏付け資料も全くない「赤字」だからというだけで、まともな説明は全くなかった。その間、原告らをはじめとする従業員らは、定期昇給も賞与もないなか住宅ローンや子ども学資を支払えないなど困窮していた。

ところが、志村前社長が2003（平成15）年9月16日に急死したことから、会社は、志村前社長の使い込みの全容を把握し、翌年の2004（平成16）年5月14日になって漸く全従業員に、志村前社長が年商を超える28億円あまりを使い込んだことを公表した。

(2) 第一次訴訟と原告らの勝訴

そこで、全日本金属情報機器労働組合（JMIU）の組合員である8名（後に1名追加）及びJMIU、同地方本部、同三和機材支部（千葉稔委員長）の3組合が提訴した（千葉地裁平成17年（ワ）第337号ほか）。

この事件での争点は多岐にわたったが、就業規則で定められている定期昇給及び一時金の支給を「赤字」を理由に実施しないことが許されるかどうか最大の争点であ

った。すなわち、従業員の生活も顧みずに、経営者自身が会社資金を私利私欲のために使い込んだ経営責任を問うと同時に、就業規則に「昇給を停止することがある」との条項があるとしても厳格に解釈されるべきであるし、その判断にあたっては、業務上の必要性とその程度、従業員が受ける不利益の内容と程度、労働組合などと誠実に交渉をして納得を得る努力をした等の諸事実の総合判断によるべきであると主張した。

### (3) 原告ら勝訴の判決

2010年(平成22年)3月19日、千葉地裁は志村前社長の使い込みが従業員の賃金圧迫に繋がったことを認めるとともに、会社に対して、定期昇給をしなかったことは違法として、ほぼ原告らが請求するとおりの等級・号俸・賃金を得る地位にあることの確認と、差額賃金等として約750万円の支払いを命じた。

### (4) 会社の一部不履行と第二次提訴

会社は、この判決に従って認容された差額賃金(過去分の賃金のバックペイ)を支払ったものの、等級・号俸・賃金額の是正を行わず、それ以降は依然として定期昇給を行わないままの賃金しか支払わなかった。そこで、第一次訴訟の原告らは2005年(平成17年)3月以降に生じた差額賃金の支払い等を求めて、あらためて訴訟を提起した。これが、本件訴訟にほかならない。

## 3 本裁判上の和解の意義

今、深刻な不況が長引く中で、使用者側の一方的な都合により定期昇給すら実施しないという企業が増えている。今春闘でも、ベースアップを行わない企業が多く、事実上、定期昇給を実施するかが焦眉の課題となっている。そのような中で、今回の裁判上の和解によって、会社が主張する「赤字」と理由とする一方的な不利益取り扱いを違法とした第一次訴訟判決をベースとして解決できたことは、高く評価できる。

我々は、今回の和解の成立を契機として、正常な労使関係の確立を目指して、取組みを一層強化していく決意である。

2012年3月17日  
21

全日本金属情報機器労働組合(JMIU)三和機材支部

JMIU三和機材支部訴訟弁護団

JMIU三和機材支部闘争支援共闘会議